

第1章 報酬・費用弁償

○福島地方水道用水供給企業団特別職の 職員の報酬及び費用弁償に関する条例

〔昭和60年11月1日〕
条例第6号

改正 平成18年3月7日条例第3号 平成20年8月28日条例第2号
平成30年4月1日条例第4号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、企業長、理事、監査委員及び福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会条例（平成30年条例第3号）第1条の規定により設置された福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会の委員（以下「情報公開・個人情報保護審査会委員」という。）（以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 特別職の職員（監査委員のうち議会選出の者及び情報公開・個人情報保護審査会委員に限る。）の報酬は、別表のとおりとする。

（報酬の支給方法）

第3条 新たに特別職の職員となった者には、特別職の職員になった日の属する月から月割計算により報酬を支給し、特別職の職員でなくなった者には、特別職の職員でなくなった日の属する月までを月割計算により報酬を支給する。

2 報酬の月割計算に当たって特別職の職員が、月の末日以外の日に特別職の職員でなくなり、その月に再び特別職の職員になった場合があるときは、前項の規定にかかわらず、その月分の報酬については重複して計算しない。この場合において、報酬額が異なるときは、その月分については、異なる報酬額のいずれか多額の報酬額により計算する。

第5編 給与（福島地方水道用水供給企業団特別職の職員の報酬
及び費用弁償に関する条例）

- 3 報酬は、毎年3月に支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、分割支給するときは、企業長が適当と認める日に支給することができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、報酬が日額で定められている特別職の職員については、勤務の日以後速やかに報酬を支給する。ただし、勤務日数が二日以上にわたる場合にあっては、勤務の末日以後速やかにこれを支給する。

（費用弁償）

第4条 特別職の職員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として福島市職員等の旅費に関する条例（昭和38年福島市条例第3号）に規定する市長等が受ける額に相当する額を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、福島地方水道用水供給企業団規約第2条に規定する構成団体の区域内を旅行する場合には、費用弁償は支給しない。ただし、監査委員が監査を行ったとき及び情報公開・個人情報保護審査会委員が審査を行ったときは、交通費の実費を支給する。

（委任）

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月7日条例第3号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月28日条例第2号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

附 則（平成30年4月1日条例第4号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第5編 給与（福島地方水道用水供給企業団特別職の職員の報酬
及び費用弁償に関する条例）

別表（第2条関係）

職 名	区 分	報 酬 額
監査委員（議会選出の者）	年 額	20,000 円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日 額	8,000 円